◇◇◇ 日本耳鼻咽喉科感染症・エアロゾル学会会則細則 ◇◇◇

(本会則の発効 平成25年8月1日)

第1条(会費・入会金)

- 1. 正会員および購読会員の会費は年 10,000 円とする。
- 2. 入会金は 1,000 円とする。
- 3. 賛助会員の会費は一口 50,000 円とする。
- 4. 臨時会員の会費は 5,000 円とする。その有効期限は受理日または当該講演会の属する本学会会計年度内とする。入会金は不要とする。ただし学生および初期臨床研修医については、所属機関の証明書をもって臨時会員の会費を無料とし、また本学会学術講演会に演者として参加することができるものとする。

第2条(理事、監事の選出)

- 1. 選挙管理委員会
 - (1) 理事、監事選出のための選挙管理委員会をおく。
 - (2) 選挙管理委員会は委員長および委員 2 名により構成し、理事長が委嘱する。
- 2. 理事、監事の選出
 - (1)理事および監事は役員、評議員、顧問、参与いずれか 1 名の推薦を受けた立候補制とする。ただし、理事については選挙の年の 3 月 31 日において 65 歳未満でなければならない。選出は評議員会における出席評議員の投票、または郵送による評議員の無記名投票による選挙により選出される。なお理事の定員は理事長が定める。
 - (2) 立候補者は総会の2ヵ月前までに選挙管理委員会に届け出る。
 - (3)立候補者数が届出締切日になっても定員に満たない場合には、選挙管理委員会は届出締切日を延期することができる。
 - (4)選挙管理委員会は評議員会の20日前までに立候補者名を評議員に通知する。
 - (5)理事の選出は評議員会における評議員の10名連記無記名投票による。
 - (6)監事の選出は評議員会における評議員の単記無記名投票による。
 - (7)理事、監事の選出において得票数同数のときは、選挙管理委員会が行う抽選により決定する。
 - (8)理事長は選出された理事の他に、若干名の理事を推薦により加えることができる。

第3条(名誉会員の資格)

- 1. 名誉会員は本学会に著しく貢献し、次の項目に2つ以上該当するもので、理事会が推薦し評議員会の議決ならびに総会の承認を得たものとする。ただし、しばらくは移行措置としてこれまでの両研究会への多大な貢献を考慮し、推薦できることとする。
 - (1)理事長(これまでの研究会運営委員長)の職にあったものとする。
 - (2)長年、要職にあったものとする。
 - (3)感染症・エアロゾル領域において特に優れた業績のあったものとする。

第4条(参与の資格)

参与は本学会に特に深く関与し、12年以上本会の役員もしくは評議員を務め、65歳を超え、本人に承諾を得たものとする。

以上